

令和4年度当初予算編成方針

令和3年10月
宮 崎 県

I 予算編成の基本的な考え方

国は、「令和4年度予算の概算要求の基本的な方針について」において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」を踏まえ、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するため、「新たな成長推進枠」を措置することとしている。

また、地方財政については、総務省の概算要求において、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、出口ベースで17.5兆円（令和3年度当初予算比0.6兆円増）を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求しており、今後、その動向を注視していく必要がある。

これらを踏まえ、令和4年度当初予算の編成に当たっては、財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に適確に対応するとともに、将来を見据えた新たな成長活力の創出につなげる取組について積極的な展開を図る。

1 重点施策の推進

別紙「令和4年度における重点施策」に掲げる取組について、予算編成において必要な措置を講じる。

2 予算計上に当たっての留意事項

健全な財政運営を維持するため、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の平準化を図るべく、市町村や関係団体等との適切な連携・役割分担を考慮の上、総額の抑制を図り、計画的な予算計上を行う。

Ⅱ 全般的事項

1 年間予算としての編成

令和4年度当初予算は、現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成する。
なお、制度改革に伴う経費や災害関係経費、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費など真にやむを得ないものを除き、原則として、年度途中の予算の補正は行わない。

2 予算要求限度額

令和4年度当初予算の要求限度額は、各部局における事務事業の見直しによる財源捻出の実績等を踏まえ、県債充当前の一般財源（以下「一般財源」という。）を基準として次のとおりとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費及び防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（以下「国土強靱化対策」という。）に係る公共事業費については、今後の国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において適切に対応する。

(1) 公共事業費（事務費を含む。）

① 補助公共事業費（交付金事業を含む。）

令和3年度当初予算（追加措置分を除く。）における一般財源額（以下「今年度当初予算額」という。）の範囲内とする。

② 県単独公共事業費

公共施設の維持管理経費は所要額とし、それ以外の経費は、今年度当初予算額の範囲内とする。

③ 直轄事業負担金

高速自動車国道及び高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路（以下「高速道路」という。）に係る負担金は、内示見込額とする。

高速道路以外の負担金は、今年度当初予算額の範囲内とする。

④ 災害復旧事業費

過去の実績等を考慮した適切な事業費とする。

⑤ 国土強靱化対策に係る公共事業費

国の予算編成の動向等の把握に努め、地方負担額等に十分留意した上で、①とは別途要求を認める。

また、国土強靱化対策との一体的な整備により、一層の効果が見込まれる県単独公共事業（地方財政措置のある有利な起債等を財源とする事業に限る。）についても、②とは別途要求を認める。

(2) 公共事業費以外の経費

予算要求限度額対象経費（終期到来等による当然減を除く。）は、今年度当初予算額の範囲内とする。

ただし、令和4年度新規・改善事業（以下「新規・改善事業」という。）に係る経費については、事務事業の見直しの実績等を踏まえ、各部局に別途示す要求限度額の範囲内とする。

なお、宮崎県人口減少対策基金等の特定目的基金を活用した事業については、基金所管課等と調整の上、別途要求を認める。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでの対応等の経験を踏まえ、より効果的・効率的となるよう、事業の構築・見直しを行う。

なお、本県における感染状況や社会経済の状況等を踏まえ、重点施策に基づき特段の配慮が必要な事業については、国の予算編成の動向等の把握に努め、財源の確保等に十分留意した上で、別途要求を認める。

3 事業構築に当たっての留意事項

(1) 新規・改善事業

新規・改善事業の構築に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、以下の点に留意すること。

- ① 県の果たすべき役割を踏まえ、必要性、緊急性、有効性等を勘案し、真に必要と認められる事業を構築する。
- ② 事業の確実な実施のため、実施方法や条件、積算内訳等について、十分な調整及び確認を行う。
- ③ 事業終期（原則3年）を設定し、定期的に見直しを行う。

(2) 部局間の調整

複数部局が関係する事業は、事業の重複を避け、より効果的・効率的な事業となるよう関係部局間で調整を行う。特に、IT調達関係や施設整備関係の予算を計上する際には、総合政策部や県土整備部と十分に協議・検討を行う。

Ⅲ 歳入に関する事項

歳入については、財源を積極的に確保することとし、次に掲げる点に留意する。

1 県税

税制改正に適切に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済情勢等に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上する。

2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

国の予算編成の動向等の把握に努め、地方財政計画及び過去の実績等を考慮して適正な収入見込額を計上する。

3 国庫支出金

国の予算を十分に確認し、活用可能な補助金等を確保するとともに、国の外郭団体等が所管する助成制度についても積極的に活用する。

4 県債

今後、多額の県債発行が見込まれることから、可能な限り公債費負担を軽減するため、交付税措置のある有利な県債を活用するとともに、発行にあたっては、金融市場の動向に応じた適正な条件設定を行う。

5 使用料及び手数料

原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料について見直しを行い、適正な収入見込額を計上するとともに、新たな使用料・手数料の設定についても検討する。

6 財産収入

不用遊休財産は積極的に売却を進めるとともに、短期的に売却が困難なもの等については貸付等による有効活用を検討する。

7 その他

- (1) 新たな広告収入等について積極的な確保に努める。
- (2) 過年度収入は整理計画を策定し、積極的かつ確実に収入を確保する。

IV 歳出に関する事項

歳出については、義務的経費を含むすべての経費についてゼロベースから徹底して見直すこととし、次に掲げる点に留意する。

1 人件費、扶助費及び公債費

所要額を適確に計上する。

2 公共事業費

- (1) 補助公共事業費等については、国の予算の確保に努め、事業計画に基づき効率的な投資を行うとともに、一層のコスト縮減を図る。
- (2) 県単独公共事業費については、緊急性や優先度等を十分検討し、計画的に措置する。

3 一般国庫補助事業費

- (1) 国の予算を十分確認するとともに、緊急性や効果等を検討の上、事業の選択を行う。
- (2) 県費による継ぎ足し補助は、原則として認めない。
- (3) 国庫補助金が縮小又は廃止される事業については、県費振替による実施は原則認めないので、事業そのものを縮小又は廃止する。

4 物件費等

- (1) IT調達関係経費については、節減・効率化を図るため、事前に総合政策部（情報政策課）へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討する。
- (2) 随意契約による委託事業については、その妥当性について十分に検討する。

5 県単独補助金

すべての補助金について、次に掲げる内容を踏まえ、補助目的や費用対効果等の客観的な分析・検証を行う。また、見直しに当たっては、事前に関係団体や市町村等に十分な説明を行う。

- (1) 補助対象経費は、事業効果が最大限に発揮されるものを対象とする。
- (2) 多額の一般財源を要するもの及び長期間支出しているものについて、補助金の縮小・廃止等を検討する。
- (3) 同じ団体等に複数の補助金を交付している場合には、整理統合による効率化・重点化を進める。

(4) 各種団体に対する運営費補助金は、各団体に自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の縮小・廃止を図る。

(5) 市町村に対する補助金は、市町村との役割分担や市町村の財政力を十分に考慮する。

市町村等が事業主体となる補助公共事業費に係る市町村負担分については、地方財政措置が講じられていることから、継ぎ足し補助は原則として認めない。

6 貸付金

公社及び第三セクター等に対する短期貸付のうち、毎年度反復かつ継続的に行われているものは計画的に解消する。

7 繰出金

独立採算が求められる特別会計及び公営企業会計への繰出金は、一般会計が負担すべき経費に限り措置する。

また、特別会計については、多大な余剰金が生じないように適切な予算規模とする。

令和4年度における重点施策

総合政策課

1 コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出

(1) 感染症に強い医療提供体制の充実

デルタ株の猛威によって、県内の医療提供体制が大きな危機に瀕した経験を踏まえ、地域医療体制の充実や医療人材の確保のほか、県民一人ひとりの感染予防意識の向上など、県民の命と健康を守る取組を推進する。

(2) 県民生活や地域経済の早期回復

コロナ禍が長期化する中、県民生活や地域経済は大きな打撃を受けており、一刻も早い回復が求められる。離職者や生活困窮者に対する支援や子どもの貧困対策の充実をはじめ、需要の創出、事業の継続・再生を目指す中小企業・小規模事業者の支援など、県民生活の早期回復と地域経済の好循環を促す取組を力強く推し進めていく。

(3) 変化を実感できるデジタル化の推進

社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、地域が抱える多くの課題の解決だけでなく、今後の経済成長にもつながっていく。スマート農林水産業の推進による省力化・効率化や県内事業者のデジタル化、デジタル・ガバメントの推進などの取組をさらに加速させ、県民がデジタル化の恩恵を実感できる社会の構築を目指す。

(4) ゼロカーボン社会づくりの推進

将来の世代が安心して暮らせる持続可能な経済社会をつくるためには、気候変動問題への対応が不可欠である。「地域脱炭素ロードマップ」や「みどりの食料システム戦略」などの国の政策と連動しながら、本県の恵まれた自然環境やバイオマス資源を生かした再生可能エネルギーの導入拡大など、「2050年ゼロカーボン社会づくり」に向けた取組を強化し、新たな成長活力の創出につなげる。

(5) 宮崎ならではの魅力向上と情報発信の強化

コロナ禍の中、地方のゆたかさが見直されてきており、ワーケーションやアウトドア志向など、ニーズの変化が見られる。今後、充実していく陸上・海上の交通・物流ネットワークを生かしながら、スポーツランドみやざきをはじめ、豊かな自然や食、文化など、本県ならではの魅力の向上と戦略的な情報発信の強化を図り、国内外との観光・交流の拡大につなげる。

2 人口減少対策の取組強化

(1) 少子化対策の着実な推進と次代を創る子どもたちの育成

少子化が進行する中、少しでも出生数の減少に歯止めをかけるため、結婚支援の推進や子育て支援の充実のほか、働き方改革のさらなる推進など、結婚・出産の希望をかなえる社会づくりを進めるとともに、ふるさと学習をはじめ、ICTや外部人材を活用した質の高い教育を展開し、次代を創る子どもたちを育てていく。

(2) 未来を支える産業人財の育成・確保

少子・高齢化の進行に伴い、今後ますます将来の産業の担い手不足が見込まれていることに加え、デジタル技術やAIなど先端技術に対応できる人材の育成・確保が重要となることから、県外人材のUターン就職や高校生等の県内就職の促進をはじめ、デジタル時代に活躍できる人材の育成や外国人材の受入れ・共生の推進など、未来を支える産業人財の育成・確保の取組を強化し、本県産業の維持・活性化につなげていく。

3 安全・安心で魅力ある地域づくり

(1) 強靱な県土づくりの着実な推進

本県では、昨年の台風第10号に続き、本年も台風第14号の大雨による土砂災害が発生した。今後発生が危惧される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害から、県民の命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持していくため、災害に強い道路ネットワークの機能強化や、流域治水に基づく治水・土砂災害対策、更にはインフラ老朽化対策、消防防災力・地域防災力の強化を進め、災害に強い県土づくりを進める。

(2) 持続可能な魅力ある地域づくりの推進

今後、特に中山間地域においては、集落の維持・存続が困難になることが懸念されることから、戦略的な移住・定住施策の展開や関係人口といった新たな人材の創出に加え、コロナ後も見据えた地域交通網の最適化や「宮崎ひなた生活圏づくり」の取組など、市町村や地域住民と連携・協働しながら、地域の機能維持・確保に向けた取組をより一層強化し、持続可能な魅力ある地域づくりを推進する。